

毎月勤労統計調査の説明

I 毎月勤労統計調査の体系

毎月勤労統計調査は統計法に基づく基幹統計であり、毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）によってその大綱が定められています。調査の体系は次のとおり、全国調査、地方調査及び特別調査の 3 つに分かれます。

調査事業所規模 実施時期 調査方式 抽出方法 調査事業所数	全国調査 ＜第一種事業所調査＞ 常用労働者30人以上 毎月 郵送調査方式または オンライン方式 事業所一段抽出 事業所指定 約15,000	地方調査 ＜第一種事業所調査＞ 常用労働者30人以上 毎月 郵送調査方式または オンライン方式 事業所一段抽出 事業所指定 約25,000
	＜第二種事業所調査＞ 常用労働者5～29人 毎月 統計調査員による実地他計 方式またはオンライン方式 事業所二段抽出 調査区・事業所指定 約18,000 調査区数 約1,800	＜第二種事業所調査＞ 常用労働者5～29人 毎月 統計調査員による実地他計 方式またはオンライン方式 事業所二段抽出 調査区・事業所指定 約18,000 約1,800
調査事業所規模 実施時期 調査方式 抽出方法 調査事業所数 調査区数	特別調査 常用労働者1～4人 年1回（7月分） 統計調査員による実地他計方式 調査区一段抽出 調査区内全数 約22,000 約2,200	

II 調査の目的

本調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、また、特別調査にあつては、これら全国調査及び地方調査を補完することを目的としています。

Ⅲ 地方調査について

1 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属する事業所です。

2 調査の対象

調査の対象は、調査の範囲に属する事業所のうち、新潟県内で常用労働者を 5 人以上雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち、厚生労働大臣が指定した事業所です。

3 用語の定義

(1) 現金給与額

現金給与額は、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うものをいい、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額のことです。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含みません。

◎「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額です。

◎「きまって支給する給与」とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「所定外給与」を含みます。

◎「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」以外のものです。

◎「所定外給与(超過労働給与)」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等です。

◎「特別に支払われた給与」とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的の事由に基づき労働者に支払われた給与又は、労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金

② 支給事由の発生が不定期なもの

③ 3 か月を超える期間で算定される手当等(6 か月分支払われる通勤手当等)

④ いわゆるベースアップの差額追給分

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことです。休憩時間は、給与支給の有無にかかわらず除かれますが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、運輸関係の手待時間は含めます。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含みません。

◎「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

◎「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことです。

◎「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことです。

(3) 出勤日数

調査期間中に業務のために実際に出勤した日数のことです。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはなりません。午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば1出勤日となります。

(4) 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、次のいずれかに該当する者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含めます。

- ◎ 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」以外の者のことです。
- ◎ 「パートタイム労働者」は、「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことです。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

- ◎ 「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末のパートタイム労働者数を全労働者数（本月末労働者数）で除した百分比をいい、次の算式によって作成しています。
- パートタイム労働者比率＝本月末のパートタイム労働者数÷本月末の全労働者数×100

(5) 労働異動率

労働異動率は、事業所における雇用の流動状況を示す指標です。

- ◎ 「入（離）職率」とは、月間の増加労働者数又は減少労働者数を月初の労働者数（前月末労働者数）で除した百分比をいい、次の算式によって作成しています。

入（離）職率＝月間の増加（減少）労働者数÷前月末労働者数×100

なお、この入（離）職率は、事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入（離）職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれています。

(6) 賞与（第一種事業所）

賞与とは、一般にボーナスと呼ばれている臨時給与のことです。特別に支払われた給与の一部で、6月～8月までの3か月分集計を夏季賞与、11月～翌年1月までの3か月分集計を年末賞与としています。

4 結果の算定方法

(1) 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査対象事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定めます。

$r = E / e_0$ r ：推計比率（産業、規模別）

E ：前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e_0 ：前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

(2) 産業、規模別各種平均値の推計方法

産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査対象事業

所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の各々の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求めます。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様です。

(3) 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査対象事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めます。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様です。ただし、推計比率は同じ産業、規模区分の男女計の推計比率を用い、性別又は就業形態別には定めていません。

(4) 常用労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末常用労働者数は、調査対象事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計に推計比率を乗じたもののことです。産業計又は規模計の前月末及び本月末常用労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末常用労働者数を産業又は規模について合計したものです。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様です。

性別及び就業形態別の推計方法も同様です。ただし、一般労働者数は、就業形態計の常用労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めています。

(5) 年平均値の算出方法

◎ 実数統計

常用労働者数の年平均値については、各月ごとにそれぞれ調査対象事業所の数値の合計値に推計比率を乗じたものを 12 か月分合計し、12 で除して算出したものです（単純平均）。

現金給与額、出勤日数、労働時間数の月間 1 人あたりの年平均値については、各月ごとにそれぞれ調査対象事業所の数値の合計値に推計比率を乗じたものを 12 か月分合計し、「前月末労働者数」の 12 か月分と「本月末労働者数」の 12 か月分との平均で除して算出したものです（加重平均）。

◎ 指数

指数の年平均値については、各月の指数を 12 か月分合計し、12 で除して算出したものです（単純平均）。なお、実質賃金指数の年平均値は、名目賃金指数の年平均値を消費者物価指数の年平均値で除して 100 を乗じたものです。

5 抽出替え

調査対象事業所のうち常用労働者が 30 人以上の抽出方法は、従来の 2 ～ 3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更しました。

それに伴い、総入替え方式のときに行っていた賃金・労働時間指数とその増減率の過去に遡った改訂（ギャップ修正）はしないこととなりました。

6 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準時となる年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものです。最近では、令和 4 年 1 月分から指数の基準時を平成 27 年から令和 2 年に更新したことに伴い、令和 2 年平均が 100 になるように、令和 3 年 12 月分以前の指数を過去に遡って改訂しました。

7 ベンチマークの更新

本調査は標本調査のため、調査結果の数値を母集団労働者数に復元する必要があります。集計に用いる母集団労働者数は、事業所の全数調査である「経済センサス基礎調査」等の結果により更新しており、これを「ベンチマークの更新」といいます。

最近では、令和6年1月分から、「平成28年経済センサス活動調査」に基づく労働者数から「令和3年経済センサス活動調査」（令和3年6月1日現在）等に基づく労働者数に変更（ベンチマーク更新）しました。

また、ベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数及びその増減率について、次のとおり過去に遡って改訂しました。

◎ 常用雇用指数の改訂

平成28年6月分から令和5年12月分までの指数

平成28年平均から令和5年平均までの指数

◎ 増減率の改訂

平成28年6月分から令和4年5月分までの前年同月比

平成28年平均から令和4年平均までの前年比

8 賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年前年同月比等について

賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより、ベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しました。そのため、指数から算出した場合と一致しません。

9 結果表の利用について

(1) 調査結果の時系列的利用を図るため、作成系列全ての指数については、令和2年の平均を100とする指数で計算しています。時系列比較は指数をご覧ください。

(2) 「対前年増減率」は指数上の比較であり、実数上の比較ではありません。ただし、特別に支払われた給与の対前年増減率は、実数又はギャップ修正後の実数により算出しています。また、「対前年増減差」は、実数における差です。

(3) 「実質賃金指数」は賃金の購買力を示す指標として、次の算式によって作成しています。

$$\text{実質賃金指数} = \text{名目賃金指数} \div \text{消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、新潟市分）} \times 100$$

(4) 「X」は集計事業所数が少ないため公表しないこと、「－」は調査又は集計が行われていないことを意味します。また、事業所数が少なく公表していない産業は、「調査産業計」には含まれています。

(5) 平成29年1月分から、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づいて集計結果を公表しています。

IV 特別調査について

1 調査の目的及び対象

特別調査は、地方調査を補完することを目的とし、厚生労働大臣が指定する地域に所在する調査産業に属する事業所のうち、規模1～4人の事業所について年1回（毎年7月末現在）統計調査員による実地他計方式により実施しています。

2 調査区の抽出

調査区は、経済センサス調査区に基づいて設定した毎勤特別基本調査区を母集団として、

これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、都道府県・層別に抽出率を設定して、無作為に抽出しています。

3 調査結果の集計及び公表

結果の集計及び公表は厚生労働省が行い、集計事項の主要なものは概況として、詳細な事項は結果報告書として年度内に公表されます。

なお、特別調査における「対前年増減率」は実数による比較です。